

令和元年度第1回川崎市公共事業評価審査委員会 議事録

日 時 令和元年11月22日(金) 午前9時00分～午前11時50分

場 所 川崎市役所第3庁舎5階 企画調整課会議室

出席者 委員 朝日委員、石川委員、佐土原委員、福田委員、南委員

市側 三田村総務企画局都市政策部長

宮崎総務企画局都市政策部企画調整課長

蛭川総務企画局都市政策部企画調整課担当課長

森総務企画局都市政策部企画調整課長

吉永財政局財政部財政課担当課長

町井まちづくり局登戸区画整理事務所担当課長

白石まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課長

植木まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課長

小田部まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課長

小沼建設緑政局総務部企画課長

木村建設緑政局緑政部みどりの保全整備課長

安部建設緑政局道路河川整備部河川課長

高橋港湾局港湾経営部整備計画課長

次 第 1 会長及び副会長の選出(公開)

2 審議案件説明及び質疑応答(公開)

(1) 「災害に強く豊かな環境を育む安全・安心な地域づくり(防災・安全)」【事後評価】

(2) 「多様な緑のネットワーク形成と人に優しいみどりのまちづくり」【事後評価】

(3) 「利用しやすく安全で憩いとうるおいのある港づくり(防災・安全)」【事後評価】

(4) 「川崎市地域住宅等整備計画(Ⅱ期)(地域住宅計画 川崎市地域(Ⅲ期)) (重点計画)」【事後評価】

(5) 「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の活性化」、「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区における防災安全を促進する公共空間の整備(防災・安全)」及び「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の安全・安心なまちづくり」【事後評価】

3 審議内容の総括(非公開)

4 その他(公開)

公開及び非公開の別 一部非公開

傍聴者 なし

議事

森総務企画局都市政策部企画調整課担当課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和元年度第1回川崎市公共事業評価審査委員会を開催

させていただきます。

私は総務企画局都市政策部企画調整課の森でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、当委員会委員にご就任をいただきまして、ありがとうございます。

机上に委嘱状を置かせていただいておりますが、任期は令和元年7月1日から令和3年6月30日までの2年間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで委員の皆様をご紹介させていただきます。私から、ご所属とお名前をご紹介いたしますので、お手数ですが、その場でご起立くださいますようお願いいたします。

(委員紹介)

続きまして、市側の出席者をご紹介させていただきます。

(市側出席者紹介)

このほか、事務局の関係職員を同席させていただいております。

また、各審議案件ごとに所管する部署の関係職員が出席させていただきます。

それでは、ここで都市政策部長の三田村から委員の皆様にご挨拶申し上げます。

三田村総務企画局都市政策部長

本日は、公共事業評価審査委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、この度は、皆様におかれましては、大変お忙しい中、委員にご就任いただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

本日の委員会ですけれども、社会資本総合整備事業の関係の事後評価5件について、ご意見を頂戴したいと考えております。事後評価の内容ですとか、手法が、透明性、客観性、公正性がしっかり担保されたものになっているかどうか、専門的な視点から様々なご意見をいただきたいと考えております。

本日、ご審議いただく5件につきましては、次の計画へもつなげて、継続していくものもございまして、次の計画の中でもしっかりと評価ができるような形で反映してまいりたいと考えておりますので、様々な忌憚のないご意見をどうぞよろしくお願いいたします。

森総務企画局都市政策部企画調整課担当課長

次に、資料の確認をさせていただきます。

お手元に、表紙が次第のクリップ留めの資料と、別冊としてフラットファイルで事業説明資料をお配りしております。資料の不備などございましたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、本日の委員会の進め方等についてご説明いたします。

初めに、委員会の公開、非公開についてでございますが、次第でございます、2、審議案件説明及び質疑応答につきましては公開といたしますが、3、審議内容の総括につきましては、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条第3号の規定に基づきまして、率直な意見の交換や意思決定の中立性を確保するため非公開としたいと考えております。この部分につきましては、委員会のご了承をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員了承)

それでは、次第3の部分につきましては非公開の審議といたします。

続きまして、会議録の作成についてでございますが、会議録につきましては、本日の委員会の様子を録音させていただきまして、後日、発言録の形式で事務局で作成いたしまして、委員の皆様にご確認いただいた上で公開の手続きを進めさせていただきたいと考えております。

ただし、先ほど非公開の審議とすることを確認いたしました次第3の部分につきましては、会議公開のと同様に、率直な意見の交換や意思決定の中立性を確保するため、川崎市情報公開条例第8条第4号の規定によりまして非開示と考えております。そのような対応でよろしいか、この点につきましても、委員の皆様のご了承をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員了承)

最後に、本日の審議の進め方についてでございますが、本日の審議案件は、次第にございますとおり5件でございます。5件目の「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の活性化」、「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区における防災安全を促進する公共空間の整備（防災・安全）」及び「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の安全・安心なまちづくり」【事後評価】につきましては、それぞれが関連する計画であるため、3計画をまとめてご審議いただきたいと思います。

事業ごとに事業所管局から10分程度ご説明させていただきまして、その後、質疑応答を15分程度という流れで進めていきたいと考えております。

5件の審議が全て終了した後に、非公開といたしまして、25分程度、事業ごとの総括として、意見取りまとめに関してご審議いただきます。

委員会の終了時間は11時50分ごろを予定しております。長時間のご審議となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第1の会長及び副会長の選出に移りたいと存じます。

本委員会の会長の選出につきましては、川崎市附属機関設置条例第6条に基づきまして、委員の皆様の互選により会長を選出していただきたいと思います。いかがでしょうか。

皆様から特段のご推薦がないようでありましたら、事務局からご提案させていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(委員了承)

それでは、事務局といたしましては、前期の会長を務めていただきました佐土原委員に、引き続き、会長をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(委員了承)

それでは、佐土原委員に会長をお願いしたいと存じます。

佐土原委員、どうぞよろしくお願いいたします。

佐土原会長

よろしくお願いいたします。

森総務企画局都市政策部企画調整課担当課長

また、副会長につきましては、川崎市公共事業評価審査委員会運営要綱第4条第2号に基づきまして、会長にご指名いただきたいと存じますが、佐土原会長、いかがでしょうか。

佐土原会長

前期に続いて、朝日委員に副会長をお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

森総務企画局都市政策部企画調整課担当課長

では、朝日委員、よろしく願いいたします。

朝日副会長

よろしく願いいたします。

森総務企画局都市政策部企画調整課担当課長

それでは、今期につきましては、佐土原委員に会長を、朝日委員に副会長をお願いしたいと存じます。

それでは、これより審議に入らせていただきます。

これ以降の議事につきましては、川崎市附属機関設置条例第7条に基づき、会長に進行をお願いしたいと存じます。

それでは、佐土原会長、お願いいたします。

佐土原会長

それでは、本日、長時間になりますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、早速、審議に入りたいと思っております。

まず初めに、1番目の「災害に強く豊かな環境を育む安全・安心な地域づくり（防災・安全）」の事後評価についての説明をお願いいたします。

安部建設緑政局道路河川整備部河川課長

（パワーポイント資料の内容に沿って説明）

佐土原会長

どうもご説明ありがとうございました。

それでは、委員の方々からご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

南委員

自然型の河川の改修がどんどん進められていて、最後の方に、指標のところでは魚類が何種類か増えたという説明がありましたが、これは定期的に、多様性等の調査をされているということですか。また、これはどういう調査で、どういう目的で、この魚類に書いてあるドジョウとかウキゴリというのはどのように抽出しているのでしょうか。

安部建設緑政局道路河川整備部河川課長

環境局が、平瀬川支川とか、下長沢橋とか、定点で、年に一回とか、決められた内容の調査をしていて、そこで捕捉したものをここに載せています。

南委員

それを使っているということですね。わかりました。

朝日副会長

まず、ハザードマップについて、改定しましたということですが、ハザードマップというのは、計画が完了したら、浸水を防ぐ効果が発現されるので、その発現される前の現状を落とし込んでいるというふうに理解していいのでしょうか。

それから、平成9年の河川法の改正で環境に関するものが入ったと思います。平瀬川の事業は、それに関連する事業になっていて、そのほかの事業は、どちらかというと治水の目的かと思うのですが、その効果の確認の仕方というのが、評価指標のページを見ると、浸水に関する評価指標のみになっていて、自然環境に関するものが計画で設定した以外の指標ということになっています。親水とか、環境といった視点の事業と、治水のほうの事業とでは事業の性質が違うように思いますが、自然環境的なものが計画の中に、評価指標として入らないのかということ。両者の関係が、計画では事業として分かれてしまっているの、これは治水、これは環境というふうに何となく分かれてしまっているのかなと思うのですが、方向性としては、どちらの機能も発揮させたいということではないかと思えます。ですので、例えば治水の事業であっても、環境への配慮を含めて評価するとか、親水の事業であっても、治水のほうにどう影響があるのか、おそらく悪い効果はないのかもしれませんが、何かそういった二つで評価するような方向性というのはあってもいいのではないかとこのように思いました。

あと、事業の効果の認知度のところなのですが、効果を感じるかという質問をされていますが、効果も発現していないわけですし、この段階で効果について聞いてもなかなか難しいと思います。事業の性質から言って、本当にインフラなので、なかなかこの質問項目自体に、余り意味がないと思います。効果について聞きたくなるのはわかるのですが、むしろ効果を聞くというよりも、ハザードマップの認知度を改善するとか、その事業自体を知ってもらうという意味で広報的な項目を何らか設定できるような形にしたほうが、事業効果に貢献していますというようなことが言えるような気がしました。以上です。

安部建設緑政局道路河川整備部河川課長

まず、今のハザードマップというのは、現在の河川の整備水準で想定し得る降雨量が発生したときに、国が管理している多摩川とか、神奈川県、神奈川県、市内河川があふれた場合に想定し得る地形上の浸水深をお示ししているものです。

ですから、五反田川について言えば、五反田川放水路ができた暁には、今は例えば登戸地区とかは浸水するという想定になっていますが、それは放水路ができた段階で、改めることができるということです。

建設緑政局道路河川整備部河川課

次に環境に対する評価というところですが、今回の事後評価の手法というのが、まずは数値にあらわされているもの、それに加えて定性的な項目という形で2段の構えになっています。5年前にも、同じく河川事業の事後評価をこの委員会でいただいたときに、今回と同じく浸水想定面積と浸水想定家屋数を数値としてあらわせるものとして設定しており、もう一つ自然に関する部分を何らかの形で評価すべきというところで、水質というのが一つ指標とできるのではないかとのご意見をいただきまして、それを受けて今回の事後評価で採用させていただいた形です。自然環境に関しては、なかなか数値的に誰にもわかるように比較できる場所がないために、どうしてもハード面に出てくる浸水想定面積、浸水想定家屋数を、まず一番の目標値として設定しているような形でございます。

朝日副会長

平成9年に河川法が改正された当時の、もっと自然環境をというときと、今、災害が注目されているときとでは、大分、事業に対するイメージとか考え方が違っている面もあるかとは思いますが。ただ、景観とか、親水とか、環境の面というのは、劣後するわけではないといえますか、そういう意味で、両方を評価していたほうが良いという方向性はあると思います。

安部建設緑政局道路河川整備部河川課長

今回事後評価をいただいている社会資本総合整備計画には、環境を評価するような指標は設定できていないところです。

また、アンケートについては、委員がおっしゃるとおりでございまして、これは次期に向けて、どうやって河川事業に対するご意見をいただくかとかいうところは見直していきたいと思っております。

小沼建設緑政局総務部企画課長

補足させていただきますと、河川事業に限らず、公共事業は、長期間、そして多くの事業費を必要といたしますので、私どももこういった公共事業について、市民の皆様からよりご理解をいただくために、もっともっと知っていただくというところから始めたいと考えてございまして、最近の取組では、LINEの公式アカウントを活用して、友達になった方々に、月1回とか、2回とか、川崎市のほうからアナウンスするような取組の中でも、こういったPRをしっかりとまいりたいと考えてございます。今回、委員からいただいたご意見を参考にさせていただきますと、今後のPR等に努めてまいりたいと考えてございます。

福田委員

三つお聞きします。まず平瀬川について、他の河川と比べて少し進捗率が低いようにお見受けしましたが、スライドの18番の説明で、下の図にある中小河川緊急治水対策プロジェクトの方を優先せざるを得なくなったので、当初予定していた上の図の青い枠の付近の河川整備ができなくなったという理解でよろしいのでしょうか。そうだとすれば、この中小河川緊急治水対策プロジェクトというものが一体どういうものなのかを教えてくださいたいと思います。

次に、台風19号が来たあとというタイミングですのでお聞きしますが、本計画の事業によって浸水被害とかが軽減されたような、そういうケースが何かあったのかどうかについて教えてください。多摩川沿いでは、ハザードマップと実際の浸水エリアの関係がどうだったというようなニュースが出ていましたけれども、今回の計画に位置付けられているそれぞれの河川流域においてどういう状況だったのが気になります。

最後に、ハザードマップの認知度が低いという話がありましたけれども、まさにこういうタイミングでは市民の防災認知も上がっている状況だと思いますので、いろいろ積極的に周知をしていただくとよろしいのではと思います。以上です。

建設緑政局道路河川整備部河川課

1番目の中小河川緊急治水対策プロジェクトにつきましては、上の図、平成27年の計画時につきましては、河川事業は、原則、下流側から工事をしていくような形になっておりますので、前年度から引き続きまして、下流側から工事をしていくように予定しておったところですが、補助金の認証減がありまして、なかなか工事が進められないといったところがありました。

国のほうからこの防災安全交付金の中でも、優先的にお金がつくメニューが半年に1回くらい創設されておりまして、平成30年度に、こちらの中小河川緊急治水対策プロジェクトというメニューが創設されました。そこで各自自治体が手を挙げて、ノミネートされると優先的にそちらにお金がつくという形になるのです

が、その条件に見合ったような形で施工していかないとなかなか採択されないというところがございます。今回の中小河川緊急治水対策プロジェクトでは、より浸水被害が大きなところを施工していかないと採択要件に見合わないということで、当初の計画どおり下流側から攻めていくということでは工事が行えない状況がありましたので、あえてこちらの浸水範囲のところへ飛んで施工する形としたところがございます。

安部建設緑政局道路河川整備部河川課長

2点目の台風19号の関連で、こういった河川事業を進めて被害軽減につながったような実績があるかというところですが、一番大きく寄与できる五反田川放水路がまだ事業中ということもありまして、この効果の発現には至らなかったということと、あと、多摩川に関しては、今回市内あらゆるところで被害を被ったわけですけれども、実際、川崎市内に降った降雨量というのは時間あたり20mmから30mmぐらいということで、やはり多摩川の上流域で降る雨による多摩川の増水の影響というものが非常に大きくて、市内河川については、通常どおりといいますか、今の整備水準で十分、治水安全度を確保でき、特に問題はありませんでした。強いて言うなら、平瀬川支川で改修しているところにおいて、水が上がりやすいところがございます。河道拡幅によって、水位は上がるものの、越水とか浸水被害が起こらないというような場所がございます。そういったところは、これまでの整備の効果が上がっているのではないかなというふうに考えております。

またハザードマップにつきましても、台風19号の関係もありますので、危機管理部門とも、もう少し見やすいだとか、より市民に貢献できるような形に少し変えていきたいという意見はありますので、その辺は充実を図っていきたくと思っています。

石川委員

1点目は、台風19号での浸水エリアの話で、下水道系の部局が浸水エリアを公表しているのは見ていますけれども、それ以上のもう少し細かいエリアについて、実際の把握とか検証みたいなことは、今後、防災対策を考える上で、市としてされていらっしゃるのかどうかということ。また、先ほどのご説明の中で、川崎市内には余り雨が降らなかったと、それはそのとおりだと思いますが、今公表されている資料を見ると、多摩川の水位がすごくあがった中で、水門を上げるか下げるかでかなり悩まれたという話があると思います。水位が上がったときには、対応し切れない部分もあるのではないかなと思ったりするのですが、その辺はどういうふうにお考えなのか。

それから、2点目は、親水空間について、よくゲリラ豪雨で急に雨が降ってきたときに被害が出てしまっただけで、例えば神戸でもお子さんが亡くなられたということがありましたけれども、親水空間の中にも、例えば無線とか、サイレンとか、赤色灯とか、手段はいろいろあると思いますが、余り仰々しくならない程度に、そういった安全を確保するような何か対策を今後とれないのかということ。

最後3点目は、ハザードマップについて、今回の台風19号では、どちらかという外水氾濫よりも内水氾濫のほうが非常にひどかったと思います。実際、私は川崎市の社協のボランティアセンターの事務局にずっと入って、川崎市内の被災地でいろいろな方からお話を聞き続けていて、そういうお話を聞く中で、現在のハザードマップへの認知度とか、あるいは水がどこから来るのかとかというふうなところへの関心がすごく高くなっていると思います。ですので、今回のアンケート結果のままではなくて、台風19号の後、やる時期は難しいとは思いますが、市民の方々の声をどこかで聞きながら、ハザードマップの周知とかあるいは避難にどういうふうにつなげたらいいのかというようなことを、河川部門だけではなくて、危機管理部門などとも一緒に考えていただきたいなと思います。また、できれば内水氾濫のときにどこが危ないのかとか、あるいはそういうことがわかりやすいようなハザードマップの公開の仕方とか、地域への普及啓発の仕方など、これは河川とは大分かけ離れているとは思いますが、やっていくように具体的に何か考えていた

だきたいなと思います。以上です。

小沼建設緑政局総務部企画課長

上下水道局の所管している排水の樋管について、大きな浸水被害があったわけですが、先だって、上下水道局と台風19号の後に、どういった被害があったのか、どういう対応をしたのかというところについて情報共有をさせていただいているところでございます。また、樋管につながる側溝だとか水路についても、各区役所と連携して点検をしたりということで、関係している局との調整等は既に行っている状況でございます。

また、上下水道局が管理している樋管だけではなくて、本市が管理する河川においても、特に多摩川に合流する部分のところで、多摩川の水位の上昇を受けて浸水等の被害がございまして、そういったところについても、多摩川を管理している国と原因究明等について、今後、いろいろと話をしていきたいと思いますという動きを既に行っております。今後の対策等についても、関係局もしくは国と連携してしっかり進めていきたいと考えているところでございます。

宮崎総務企画局都市政策部企画調整課長

補足しますと、今、現時点での市の公式見解として、内水氾濫なのか外水氾濫なのかということも、一律に単純にはアナウンスメントしてなくて、何時何分にどれくらいの雨量で、水門の開け閉めの基準はどうなっているということをお伝えしながら地域の方にご説明しているところでございます。地域の方にご説明している中では、一旦、年度末の3月までには、取りまとめさせていただくというお話をさせていただいておりますので、その時点で、原因究明までなのか対策までなのかというところはありますけれども、年度内にはいろいろな議論を、一旦、市民の方にお伝えするという想定です。今かなり技術的に、細かな検証や議論をやっているところでございます。

石川委員

中の話は中の話でしっかりやっていただければそれでいいと思うのですが、こういう時期ですので、河川事業も含めて、市民の方に公表できるレベルのところをしっかり公表していただくということをどうぞよろしくお願いします。

安部建設緑政局道路河川整備部河川課長

河川事業のほうも、大きく三つの箇所です。浸水被害を被っております。それについても、下水と同じように、公表させていただきまして、それをもとに地元で丁寧に説明していこうと思っております。また、今回のことを生かしながら、次の台風に向けて備えていきたいなというふうに思っています。

それから、ご質問の2番目の親水空間での利用者への注意の促しについてですけれども、おっしゃるとおり、鉄砲水による死亡事故が全国で起こっていますから、河川の掲示板とか、そういったもので注意を促すとか、やり方はいろいろあると思いますので考えていきたいなと思います。

石川委員

掲示板だけではなくて、鉄砲水が来る直前とか、そういうときにきちんと、そこにいる人に情報が伝わるような方法がとれたらいいのではないかなと思います。

安部建設緑政局道路河川整備部河川課長

降雨時の利用はなるべく控えてくださいとか、そういった事前のアナウンスもできるようにしたいと思

ます。

それから最後、内水ハザードマップの関係ですけれども、下水のほうからは、来年度の作成に向けて現在検討中ということで伺っております。

佐土原会長

ありがとうございました。

私から1点だけ。今いろいろとご意見がありましたけれども、今回の台風で社会的な関心もすごく高まっていることと、これから雨が更にひどくなっていくというような状況を踏まえて、次期の計画に向けては、ハード整備のレベルをどうするのかとか、ソフトでどう対応するのかとか、そのあたりのところの見直しということは何かやっていないといけないのではないかと思います。今までの計画を延長というよりは、むしろいろいろなバランスをどう考えていくのかというあたりをご検討いただくことが必要かなと思いました。よろしく願いいたします。

それでは、この件は非常に重要な案件ですので少し時間が超過しましたがけれども、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、交代をしていただいて、この後の2件目の審議に入りたいと思います。

では、よろしく願いいたします。2件目の審議ということで、「多様な緑のネットワーク形成と人に優しいみどりのまちづくり」の事後評価についてです。まず、ご説明をお願いいたします。

木村建設緑政局緑政部みどりの保全整備課長

(パワーポイント資料の内容に沿って説明)

佐土原会長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関しまして、ご質問、ご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

福田委員

スライド11番の一番下のところに、「面積が26万㎡増えたうちの11万6千㎡は本計画の事業外の要素により増加」と書かれてありますが、具体的に何に相当するのでしょうか。それによって、評価指標の実績値が目標値を超えているという見方もありますので、詳しく教えていただければと思います。

木村建設緑政局緑政部みどりの保全整備課長

今回、指標とさせていただいている緑地環境整備面積につきましては、都市公園等の面積と特別緑地保全地区等のうち買入れの公開面積の合計数字として使ってございまして、社会資本総合整備計画の中で実施したもの以外で公園緑地整備を実施したもの等がございましたので、そうした面積の合計となっております。

福田委員

その点については、最終報告書等においてももう少し詳しく書いていただければと思います。

佐土原会長

どんな財源でどんな整備をされたのかということ、ぜひ加えておいていただければと思います。

木村建設緑政局緑政部みどりの保全整備課長

わかりました。

朝日副会長

評価指標が一人当たりの緑地環境整備面積ということになっていて、もちろんこの事業に関して順調に計画に沿って進捗があつてというところは全くよろしいことかと思いますが、取得していく緑地の性質が、川崎市は人口が増えていると思いますが、大きな流れとしては人口が減っていくようなフェイズのときに、土地が余ってきて、放棄されるようなものを取得していくというような場面もあるかもしれないですし、開発圧力があつたときに比べて緑に関する政策の意義というものが、少し変わってきているように思います。開発圧力があるから保全しなければいけないというところだったのが、適切な形で質を保ったまま保全しないといけないというような形に変わってきているような気がしますので、どんどん緑地を増やしていくという方向性自体はいいと思いますが、それに伴って行政にかかる維持管理コストも大きくなってきますので、次期の計画に関わる話になりますが、一人当たりの緑地環境整備面積という量的なものよりは、質的なもの、つまり、それだけの維持管理コストなり取得コストをかけるだけの、外部経済的なもの、あるいは存在効果のようなものをもう少し見える形にする必要があるのかなというふうに思います。

そういう意味で、一人当たりの緑地環境整備面積が増えているという評価自体はいいと思いますが、その増えたことによるコストの増加などを踏まえて、質的な面での効果という点に関して、今お考えになっていることはございますか。

木村建設緑政局緑政部みどりの保全整備課長

質的なところの検証といったところは確かに課題だと認識しておりますけれども、緑地保全事業に関しましては、緑地保全カルテというものをつくっておりますので、その中で、周辺との緑の連続性でありますとか、あるいは周辺からの視認性の高さですとか、樹林の構成要素、そういったものを踏まえて優先順位をつけさせていただいて、Aランク、得点の高いところから保全をかけていくといったような形で事業を進めておりますことから、質的なものも踏まえて事業を進めているというような整理をさせていただいているところでございます。

一方で、委員からご指摘がございましたけれども、これから人口減少に入っていくといったような中での緑地の評価のあり方といったところは次回に向けての検討課題とは思っておりますが、まだ具体的にどういった方法がいいのかということまでは踏み込めていない状況でございます。

コスト面につきましても、特別緑地保全地区の性質上、本来ならば土地の利用制限をかけることで、土地を所有されている方にそのまま緑地を保全していただくことを目指している施策等もございますので、土地所有者の方がそのまま持ち続けていただけるような工夫といったところも検討する必要があるかと考えております。

朝日副会長

スライドの10番にある緑地保全カルテで優先順位をつけて、その優先順位に基づいて基幹事業の買い入れを行っているという、そういう理解でいいですか。

木村建設緑政局緑政部みどりの保全整備課長

直接的ではありませんが、我々の整理としては、その優先順位に即して用地を取得しているというところにはなっております。用地取得につきましては、土地所有者の方がお持ちいただけている間はそのままお持ちいただいておりますので、その中で、どうしてもお持ちいただくことが難しくなっているようなもので

あるとか、市が取得すべきもの、そういったところから取得をしておりますので、必ずしもイコールではないという状況です。

南委員

緑地の質が重要視されるのは当然だと思います。今、この事業全体を見ていて、また、ほかの計画でも同じですが、それぞれ拠点というか、点での保全にとどまっていますよね。緑地保全カルテを見ると、確かに連続性はカルテの中で見ているかもしれませんが、実際にこの計画の中で謳っている緑のネットワーク、水のネットワークというところはまだまだ薄い部分だと思うんですね。その辺は今後、どういうふうに生かされるのか、あるいはそのネットワークというのがより健全に保たれているんだというような評価をどのようにやっていくのかという点について何か考えていることはありますか。

木村建設緑政局緑政部みどりの保全整備課長

まだ具体的にこうした方向性でという検討ができていないわけではございませんけれども、ご指摘をいただきましたとおり、今は個々のカルテの評価だけしか使っていないというのは事実でございますので、もう少し、本市でも平成26年に生物多様性地域戦略を策定しておりますので、ネットワーク性も踏まえた上での事業展開といったところは模索していきたいと考えております。現段階では、まだその程度までです。

南委員

緑地が持つ防災機能というところは、どれぐらい盛り込もうと考えていらっしゃるでしょうか。あるいは、評価には今のところ見えないような感じがしますが、それを見越した事業計画になっているのでしょうか。

木村建設緑政局緑政部みどりの保全整備課長

緑地保全事業自体につきましては、今、川崎市では残されているところがほとんど斜面樹林といったようなところがございますので、一つは水源涵養的な要素として、カルテの中でも、広葉樹林の点数を加点するといったような形で、少しその要素は見通しているところもございます。一方で、崩壊等の関係、いわゆる土砂災害等に関しましては、そこまでの評価軸というものは持っておりませんが、緑地事業を実施する中で、斜面緑地の情報を状況調査するなどによって点検をしたいというふうには考えているところでございます。

南委員

都市公園についてということですか。災害時に機能を発揮するのは都市公園のほうだと思いますが。

木村建設緑政局緑政部みどりの保全整備課長

位置付的には都市公園のほうを置いております。

佐土原会長

ほかには、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、どうもご説明ありがとうございました。

それでは、以上で2点目は終了しまして、次に3点目に入りたいと思います。

それでは3点目ということで、「利用しやすく安全で憩いとうるおいのある港づくり（防災・安全）」の事後評価について、まず、ご説明をお願いいたします。

高橋港湾局港湾経営部整備計画課長

(パワーポイント資料の内容に沿って説明)

佐土原会長

どうもご説明ありがとうございました。

それでは、ご質問とご意見がありましたら、お願いします。

福田委員

スライドの10番で、臨港道路の進捗がかなり遅れているとご説明されましたが、「関連事業や関係者調整等で目標の達成に至りませんでした」と言う点を、もう少し詳しく教えていただけますか。

関連事業というのは、先ほどご説明があった国直轄の道路事業のことかと思うのですが、その影響を受けたということなのでしょうか。また、関係者調整というのは、交差点改良における警察調整や、車線幅幅であれば用地交渉などでしょうか。それぞれ具体的な理由を教えてくださいませんか。

高橋港湾局港湾経営部整備計画課長

臨港道路東扇島水江町線は、平成21年からやっておりますが、事業に着手できたのは5年前でございます。これは、交通対策をしっかりとやってほしいという地元のご意見をいただいた中でございまして、この事業を進めるに当たっては、交差点に与える影響が物すごく大きいことから、警察協議が進められているところですが、その中でも警察としては安全大優先ということと、一方で、工業活動、事業活動をしていることから、その事業活動の担保、物流機能の確保というところで警察協議が難航しているところでございます。そういった中で隣接する企業者さんに、今、ご理解とご協力を求めている最中でございます。

そういったことから臨港道路東扇島水江町線事業が遅れているところでございまして、また、3.11を踏まえた中で、臨港道路東扇島水江町線の耐震性能の見直しを行っております、それもあって、時間がかかったということで、それに付随する私どもの道路改良のほうも遅れたという形になっております。

福田委員

状況は理解しました。一方で、スライドの16番の岸壁の強化の事業では進んでいない理由として、予算が足りなかったという説明になっています。先ほどの臨港道路は遅れているわけなので、臨港道路のほうは関係者調整による遅れで使う見込みであったお金が余っているのに対し、岸壁工事のほうは予算が足りないという結果になっています。これらを総合的にどう考えればいいのでしょうか。

高橋港湾局港湾経営部整備計画課長

岸壁改良については、東扇島に基幹的広域防災拠点というものがございまして、その物資を通常時並びに災害時においても輸送できるよう物流機能の強化を図るということで計画しておりましたが、既に同じ機能を東扇島内に2か所確保しているところでございまして、その中で、コンテナのほうが最近順調でございまして、こちらのほうも着手することになったことから、私どもとしてはコンテナ貨物のほうを最重要事業としておることから、優先順位をつける中で時期を見直したということでございます。

朝日副会長

効果の表し方というのが、ほぼ事業の進捗状況というところで、事業の内容が改良だとか、安全安心といったものなので、そのまま機能を維持することが効果というふうに理解できるという性質から、事業が進捗しているということをもって効果を発揮していると解釈してよいと思いますが、長寿命化対策のような事業については、コストの部分が長期的に削減できたりといった効果もあるわけですね。ですので、交付金事

業としての評価としては、こういった指標でいいかと思いますが、市民・事業者に市としてこの事業をどう説明するかといったときには、こういうふうにコストが減るとか、改良された結果、今までの機能よりも便益的なものが出てくるとか、そういったところの補足がもう少しあってもいいのかなと感じているところです。

それと、長寿命化に関する質問になりますが、長期的な意味では維持管理コストが低くなるということで解釈していいのかということと、そういった数値も出そうと思えば出せるのかということをご教えてください。

高橋港湾局港湾経営部整備計画課長

1点目の、指標についてももう少しわかりやすくアピールできるようなものを設定するべきではないかというご指摘につきましては、私どもも、そういったものを検討しようと思っていたところですが、量的にお見せしないと市民の方にわかりづらいかと思います。これまでやってきた効果だとかを反映してしまうと、今回の事業計画の中でやった部分と混ざってしまうところもあって、なかなかその部分は難しいのかなというような結論に至りまして、そういうところが本来はアピールできるものとは思いますが、このように設定してしまいました。その辺、今後は何とかできるようであれば、やっていきたいと思っております。

また、長寿命化につきましては、我々としては、なるべく耐用年数を決めるという考えよりも、港湾施設を全部対策していくのには20年ぐらいかかる計算になり長いサイクルにはなってきますが、その中でも、長寿命化対策をやっていくことで、施設がずっと使われ続けるといったようなことを目指しております。そのために交付金を使わせていただいているというところをございまして、今後ともこの事業を実施したいと考えております。

朝日副会長

わかりました。ありがとうございます。

5年間の事業効果の示し方については、あくまでも5年間でということでは理解しましたけれども、交付金事業の評価の仕方の共通の課題だと思いますが、5年間でこれだけということを示すという事後評価という意味での適切さはあると思いますが、結果として効果をどういうふうに説明していくかということでは、多くの事業が次期計画に継続していくわけで、最終的な姿の説明をあわせないと、どこの期間の評価なのか、事業全体の継続も含めての効果発現に対する説明を求めているものなのかということも、少しはつきりしていない部分があるので、そこを識別していくというのが課題かなと思います。

南委員

実際に視察に行かせてもらって、よく整理されていて、すばらしいなと思いました。視察の中で、事業者さんの敷地の中には、かなり緑被をされているところがあって、本当にすばらしいなと思った一方で、先ほどの臨港道路であるとか、千鳥町を南北に横断するような道路であるとかというところの街路樹であったり緑被というものが不足しているなと思ったのですが、実際に目指すのが交通渋滞の緩和であるとか、物流機能の強化とかというふうになっているので、余り関係しないのかもしれないのですが、そういったものを含めての改良というか、道路整備というのは余り考えていらっしゃらないのですか。ここに入れられないのですか。その辺が気になりました。特に海風の道というところでヒートアイランド現象を抑えるという意味でも、非常に重要な位置付けになるところなので、そこが気になっているところです。

高橋港湾局港湾経営部整備計画課長

目的は道路の改良ではございますが、事業を行う中では、委員ご指摘の観点から、今計画をしている部分においては、なるべく生かす、増やす方向で、樹木だとか、そういったものを尊重しながらやっていくという形で考えております。

それと、今回の5年間の計画の中では、公園の整備を実施できませんでしたが、次の5年間の中では、みどり行政のほうの施策も、例えば先ほどの橋のたもとだとか、そういったところを実施していこうと考えております。ただ、港湾は土地利用がほぼ民間さんという形で、機能としては港湾施設を優先させていただいておりますので、なかなか施設の箇所が、公園の箇所がないというところもございます。

ですので、今後とも、委員がおっしゃられるご意見、大変すばらしいと思っておりますので、私どものほうも十分その辺は反映させたいというふうに考えております。

石川委員

スライド15番の陸閘の改良の部分ですが、これを見ると、事業期間が令和5年までというふうになっていまして、この事業については今後もまだのびるのかなと思いますが、こういう事業は作業員の安全性の確保ということで大事だと思いますので、今後とも整備していただけたらなというふうに思います。

高橋港湾局港湾経営部整備計画課長

陸閘の改良につきましては、計画しているものが36施設ございまして、現在、17施設まで進んでおります。実はほとんどが民間さんの土地の上にございまして、皆さんと協議をしながら進めていることから、足が遅いということがございます。私どもとしては、36施設全部やるつもりでおりますので、今後とも引き続き取り組んでいきたいと思っております。

佐土原会長

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、どうもご説明ありがとうございました。

3件目は以上で終わりますけれども、一旦ここで休憩を5分間とりたいと思っております。よろしくお願いたします。5分後にまた再開です。

(休憩)

佐土原会長

それでは、よろしくお願いたします。

4件目の「川崎市地域住宅等整備計画（Ⅱ期）（地域住宅計画 川崎市地域（Ⅲ期））（重点計画）」の事後評価についてご説明をお願いいたします。

白石まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課長

（パワーポイント資料の内容に沿って説明）

佐土原会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しましてご質問やご意見がありましたらお願したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

朝日副会長

評価指標のところで、併設しているという定義になっていますが、併設というのは、具体的には土地を事業により生み出して、そこに入居してもらうからということなのだと思いますが、評価指標の中に入っている、その前にそうであるといっているものについては、どういった経緯で併設とみなしているのかということをお聞きしたいと思います。

また、土地を生み出して、こういうふうに隣接の形にするというやり方以外に、建てた建物の中に入居してもらうようなやり方というのがあるのか、事業のやり方として、どこが違うのかということ、メリット、デメリット含めて教えてください。

それから、重点配分対象ということで併設するものを増やしてきたということですが、今後、こういったタイプの事業は継続されるものなのか、重点配分対象となるというところが終わった後、方針として、併設というところはどのようになっていくのかということをお教えいただければと思います。

白石まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課長

まず、最後のご質問の重点配分の今後につきましては、今後とも100戸以上の住宅の建替えをするときに、土地の余剰分があって、それを活用できるというときにつきましては、これまでと同じように併設をしていきたいなというふうには考えております。ただ、今のところ、そういった住宅がないものですから、一旦、この計画は終了して、そういった事業があり次第、また重点計画として計画を定めるというふうを考えております。

次に2番目のご質問に関しまして、今回は土地を生み出して併設をする形でしたが、これまでは合築をしたという例もございます。ただ、今、管理上の問題から、合築をすると建替えをするときとか、あとは大規模修繕をするときに、いろいろと管理上の問題がありますので、それぞれ別に併設をしたほうが今後のことも考えて管理しやすいということで、今は分けた形でございます。

一つ目のご質問は、すみません。

朝日副会長

現状として、隣にあるからというようなものが入っているのか、それとも一体の事業として整備されてきたものに限ってカウントしているのかということですか。

小田部まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課長

過去のものでカウントしている団地についても、市営住宅を同じようにぎゅっと絞るような形で建替えをして、もともと市営住宅だった土地のところにこういった併設施設を設けたものです。

佐土原会長

指標はパーセントで算出されていますけれども、その母数というのはどういうふうにカウントされていて、割合としてはどういう計算になるのでしょうか。

小田部まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課長

市営住宅には小さいものから大きいものまでたくさんございまして、100戸以上の住戸があるものを1団地としてカウントしています。

白石まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課長

25番のスライドのところでございまして、公営住宅の団地の総数としては平成28年度末で105団地、

そのうち100戸以上の規模の公営住宅団地数が54団地ございまして、これに対して、平成28年度末の4団地が、7団地に増えたという形になります。

南委員

例えば120戸あった団地を建替える場合には、当然120戸分の団地をつくり直すという理解で正しいですか。

小田部まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課長

もともと120戸あれば、同じような戸数を目指しますけれども、建替える前は30㎡とか小さいものが多かったところを、建替え後には、3DKでおよそ60㎡といったようなものも用意いたしますので、必ず同じ戸数が絶対できるかということ、状況は異なるかと思えます。

また、住まわれている方に单身の方が多いのか、あるいはご家族が多いのかとか、そういう状況にもよりますので、計画を立てるときに戸数を決めてまいります。

南委員

減るほうが多いということでしょうか。

小田部まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課長

いえ、敷地の余裕度もございますので。

南委員

階層も増やすということですか。

小田部まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課長

増やします。前は3階建てだったものが5階建てとか、規制が許す限り、それは計画を立ててみないとわかりませんが、目標は同じ戸数以上は目指しますけれども、必ずそれができるかということ、計画をしてみないとわからないところがあります。

南委員

気になったのが、前に住んでいた方が、変な言い方ですけども、追い出されて、新たにできたら別の人が入ってくるのかなど。そうではなくて、前に住んでいた方で戻られる方もいるということですか。

小田部まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課長

戻られる方もいらっしゃいますし、新築で家賃が多少高くなりますので、仮の移転先の古い住宅のほうがよいという方は、そのまま残られるケースもございます。

南委員

もう一つは、建替え後は、当然バリアフリーになっていて、エレベーターとか、そういったものもあるということでしょうか。

小田部まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課長

ユニバーサルデザインという形では、極力段差はないというようなところを目指しているところでござ

います。

南委員

写真では、トイレとお風呂の部分しか見えなかったのです。トイレにはバーがついているのかなというところはわかりましたが。

小田部まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課長

L型の手すりはつけるようにしております。

石川委員

今回は保育園を併設されたということで、住んでいる方にお子さんがいらっしゃる場合は居住者の方にも、利益があると思うのですが、例えば、居住者の方々の会議室とか、集会室とか、コミュニティ施設みたいなものは入っていたりするのでしょうか。

小田部まちづくり局住宅政策部市営住宅建替推進課長

団地も複数棟ございますので、建物の中に入っている場合もありますけれども、必ず何かしらの集会所は設けております。今回の事業の中では、18番目のスライドの下の図の一番右端の黄色の上のところに集会所工事箇所とありまして、こちらに平屋のものを建てております。

石川委員

団地全体としては、そういう居住者の方々向けのものもあって、それとはまた別に福祉施設の土地を提供しているということですね。

植木まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課長

集会所について言いますと、基本的に団地の自治会の方と周辺の町内会の方とで協議会をつくって、周辺の方も一緒に使うようになっていますので、決してその住宅に住んでいる方だけの独占的な施設ではないということになってございます。

石川委員

よくそういうことが問題になっていたりとか、そういう集会所は誰のためのものなのかという議論になったりするのです、今回はどうなのかなと思って質問しました。

佐土原会長

ほかにはよろしいでしょうか。

それではどうもありがとうございました。

では次に5件目の審議に入ります。「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の活性化」、「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区における防災安全を促進する公共空間の整備（防災・安全）」及び「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の安全・安心なまちづくり」の事後評価についての説明をお願いいたします。

町井まちづくり局登戸区画整理事務所担当課長

（パワーポイント資料の内容に沿って説明）

佐土原会長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関しましてご質問、ご意見はいかがでしょうか。

福田委員

スライド14番のバリアフリー経路について、幅員が広がったというご説明がありましたが、バリアフリーということだと、恐らく歩行者空間についての何らかの整備を行ったということだと思いますが、具体的にどういったバリアフリー化が行われたのかということをお教えください。また、整備延長の175メートル全区間が、フルで完全バリアフリー化がなされているのかどうかについても教えていただければと思います。

それから、スライド21番では、もともと目標がバリアフリー経路については15%で、計画上は残り85%残されています。バリアフリーはネットワークでつながっていないことには機能が最大限発揮されませんので、残りの85%の整備の見通しについて、市としてどう考えているのかについてをお教えいただければと思います。

町井まちづくり局登戸区画整理事務所担当課長

まず、1点目のバリアフリーの整備状況ですが、写真では少しわかりづらいのですが、主な具体的な整備として、セミフラット型の歩道構造による整備を進めています。計画が昭和63年からの計画なので、一部にはマウンドアップ型の歩道構造の箇所もありますが、今後整備を進めていくところについてはセミフラットの構造を考えています。

福田委員

175メートル分は、もう完全にそれが実現できているということですか。

町井まちづくり局登戸区画整理事務所担当課長

できています。

バリアフリー経路については、平成26年度時点で残整備延長が950メートルあり、この計画期間中に整備できる延長が175メートルでしたので、今回は、その延長を整備したということになります。区画整理が終わる令和7年には地区内全てのバリアフリー経路の整備ができるものと考えていますが部分的にはマウンドアップ型というところもございますので、その対応は今後検討してまいります。

朝日副会長

スライド24番のところ、住民との協働によるまちづくりの評価ということで、これも区画整理事業の進捗に対してすごく有意義だと思いますが、参加率というか、参加者自体の定量的なところも評価としては有効なかなと思ったのですが、今回質的なところに焦点を当てた理由をお聞きしたいと思います。

あともう一つ、これは確認ですが、下水道事業について平成27年、平成28年のみとなっているのは、もう整備が終わるからという認識でよろしかったでしょうか。

まちづくり局登戸区画整理事務所

まず、一つ目のご質問についてでございます。今回、質的なアンケート調査を行った理由といたしまして、登戸地区については、平成22年から平成26年まで都市再生整備計画によりまちづくり交付金を受けて進めていた経過がございます。今回同様、事後評価をこちらの委員会で受けた際、会議の回数で評価をしてい

ましたが、回数だと量だけやればいいのではないかということになるので、質的な視点での評価に変えたほうが良いというご意見をいただきました。それを踏まえまして、今回、質的な評価ということで、参加者率ということではなくて、出られた方が実際にそれを有意義だと感じたかどうかというところをしっかりと評価するための指標として取り入れさせていただきます。

2点目の下水道事業につきましては、平成27年度と平成28年度の2か年のみで本地区の事業内容が交付対象事業としての適格性を外れてしまった経過がございます。そのため、平成29年度以降につきましては、同じように道路整備とあわせまして、川崎市の下水道事業として引き続き整備をしているという状況でございます。

朝日副会長

前者についてですけれども、質的な評価ということでは有意義だったということでよいかと思うのですが、こういったものというのは、割と参加すると満足度は高かったりもするので、継続的に参加者が増えていたりとか、継続して参加してくれていたりということも重要だと思いますので、参加率とか参加の継続率とかによって評価するという方法もあるかなと思います。

まちづくり局登戸区画整理事務所

今後の参考とさせていただきます。

南委員

整備に合わせて、駅と、あるいは駅ビルと、それに一体化したような、もう少し拡張したような建物をつくって、そこに商業施設を入れるとかという、そういうような要望は市民から出たのでしょうか。

町井まちづくり局登戸区画整理事務所担当課長

区画整理ですので、権利者の方には、従前の敷地から少し減歩させていただいて土地をお返しすることとなります。一定規模の土地を持っていらっしゃる方ですと、ご自分の土地で自ら建築することができますが、どうしても小さい土地も生まれてきてしまいます。そのような方に対しては、我々からも、皆さんで敷地を共同化するなど、土地を有効活用するような取組はいかがでしょうかというお話はさせていただいております。駅前でもそのような取組はございますが、まだ意向確認の途中ですので、具体的な計画は今後となります。

佐土原会長

一時移転された方々は、ほとんどの皆さんが戻って来られるのですか。

まちづくり局登戸区画整理事務所

区画整理事業により土地を整形化し、皆さんにまた戻っていただくことを前提に仮住居等にお住まいいただいていることもございますので、建築期間等でまたプラスアルファの期間はございますが、概ね移転されてから2年半から3年ぐらいで、そのまま皆さんに戻っていただいているという状況がございます。

佐土原会長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、どうもご説明ありがとうございました。

それでは、以上で5件終わったところですが、ここからは審議内容の総括ということで3番に入り

ます。ここからは非公開ということで進めさせていただきます。

(非公開)

佐土原会長

それでは、4番のその他ということですが、これに関して、事務局から何かありますでしょうか。

事務局

今後のスケジュールについてですが、毎年、附帯意見込みで委員会の審議結果を年内に公表させていただいておりまして、今年もすぐ摘録と、議論いただいた内容をピックアップして附帯意見を作成させていただいて、会長と確認させていただいた上で、委員の皆様には12月10日頃までにはメールでお送りさせていただきたいと思っております。年内に公表という関係もありまして、短い時間の中でご確認くださいという形をお願いしてしまうかもしれませんが、よろしく願いいたします。

佐土原会長

わかりました。よろしく願いいたします。

それでは、これで進行を私のほうから事務局にお返しします。

森総務企画局都市政策部企画調整課担当課長

長時間にわたり、ご審議いただきまして、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年度第1回川崎市公共事業評価審査委員会を終了いたします。ありがとうございました。